

●香川県告示第3号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年1月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

高松市松島町1丁目17番28号

香川県住宅供給公社 理事長 高木 孝征

- (2) 事業場の所在地及び名称

丸亀市垂水町字中村899番地1

丸亀垂水団地

- (3) 変更しようとする事項の内容

排水口の設置及び廃止

- (4) 特定施設に関する事項

変更無

- (5) 汚水等の処理施設に関する事項

無

- (6) 排出水の汚染状態及び量

排水 の汚染 状態	区 分	第 1 排 水 口	
	項 目	通 常	最 大
の汚染 状態	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	5	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	10	15
	浮遊物質 (mg/L)	7	15
	窒素含有量 (mg/L)	30	40
	りん含有量 (mg/L)	4	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	1,000	3,000
排水の量	(m ³ /日)	122	152.5

(備考) 今回、排水口の位置を変更するため、新設排水口における汚濁負荷量は増加するが、事業場からの排水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間

平成23年1月7日から同月28日まで

- (2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

丸亀市生活環境部環境課